

～大切なお知らせ～

児童手当に関するお知らせ

児童手当制度は、児童を養育している方に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定やこれからの社会を担う児童の健やかな成長に役立てていただくための国の制度です。

このたび、制度の一部が改正されたことにより、令和6年10月より支給対象や支給額が拡充いたします。

【変更内容】

1 支給対象児童を高校生相当年代(18歳年度末)まで拡大

→ 平成18年4月2日から平成21年4月1日生まれの児童も支給対象となります。

2 所得制限の撤廃

→ 所得制限限度額及び所得上限限度額が撤廃されます。ただし、受給者は今まで通り生計中心者の方となります。

3 多子加算の拡充

→ 第3子以降の児童は、児童1人当たり支給額が一律3万円となります。

4 算定児童の年齢拡充

→ 算定児童が18歳～22歳（平成14年4月2日生まれ～平成18年4月1日生まれ）の児童となります。（受給者が監護相当・生計費の負担（仕送り等）をしている必要があります。）

5 支給回数を6月、10月、2月年3回から年6回(偶数月)に変更

→ 制度改正後の初回支給は、12月になります。